

Honda5年安心プラン サービス規程

Honda5年安心プラン（以下「本保証」といいます。）は、株式会社ホンダパワープロダクツジャパン（以下「当社」）が運営・提供する延長保証サービスです。当社は、本保証にご加入いただくお客さまに対して、「5年あんしんプラン加入証」（以下「加入証」といいます。）を電子的方法または書面により発行します。加入証が発行され、お客さまがこれを受領した時点で、本保証の加入手続きが完了し、お客さまと当社の間で、「Honda5年安心プラン サービス規程」（以下「本規程」といいます。）の内容に基づく契約が成立するものとします。当社は、加入証に記載された製品（以下「本製品」といいます。）について、本規程に定めるところに従い、無償修理（以下「保証修理」といいます。）を提供します。なお、お客さまは、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

第1条 本保証の範囲等

1. 本保証は、本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた故障であり、かつ、本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規程において保証対象となる故障（以下「メーカー自然故障」といいます。）が対象となります。
2. 第9条に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、メーカー自然故障であっても、本保証の対象外とします。
3. 当社は、修理委託先（当社を含み、製品ごとに当社がその裁量で選定するものとします。以下同じ。）によるメーカー自然故障を当性の診断および第9条の規程に基づき本保証の提供可否を判断するものとし、特設の記載のない限り、次条以降において「自然故障」とは本保証が提供される故障を指すものとします。

第2条 本保証期間

1. 本保証が効力を有する期間は、本製品のメーカー保証期間終了日の翌日から始まり、加入証に記載された保証終了日に終了します（以下この期間を「本保証期間」といいます。）。ただし、本保証期間中において、本製品のお買い上げ販売会社（以下「販売会社」といいます。）にて所定の有償定期点検（以下「定期点検」といいます。）を加入証に記載されている定期点検期間（以下「定期点検期間」といいます。）に実施しなかった場合、本保証期間は当該定期点検期間終了日をもって終了となります。
2. 本保証期間中において本製品にかかる修理回数が制限はないものとします。
3. 第5条第2号から第(4)号により本保証が終了する場合は除き、メーカー保証期間内に初期不良等によりメーカーまたは販売会社より交換品（新品のものとします。以下同じ。）が提供されたこと、その他理由の如何を問わず、加入証に記載された保証終了日は変更されないとします。

第3条 保証内容

1. 本保証期間内に本製品に自然故障が発生した場合、当社は保証上限金額の範囲内で自然故障にかかる保証修理を行います。なお、保証上限金額はメーカーカタログに記載されたメーカー希望小売価格（消費税込）の金額となります。
2. 保証修理は、当社が指定する拠点まで、お客さまより本製品をお持ち込みまたはご送付いただいた上で行います。
3. 本保証の保証修理に伴って交換された故障部品（交換部品、老朽部品等）の所有権は、全て当社に帰属するものとし、お客さまに返却する義務を負わないものとします。

第4条 保証上限金額を超過する場合の取扱い

1. 1回の保証修理に要する金額が、加入証に記載された保証上限金額を超過する場合には、代替品（新品のものとします。以下同じ。）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。なお、当社は、お客さまのご希望により、保証上限金額の超過分（本製品の修理代金から保証上限金額を控除した差額）をご負担いただくことで修理を行うこともできるものとします。
2. 代替品を提供する場合、原則として本製品と同一型番の製品の提供を行います。ただし、同一型番の製品が保証上限金額の範囲内で購入困難な場合や、製造中止等の理由により同一型番の製品の手手が困難な場合には、保証上限金額の範囲内で同等機種をもって代替品とします。また、代替品の提供にあたって、お客さまは当社に対して機種、型番等の指定を行うことはできません。
3. 当社が修理依頼品を回収し代替品が提供された場合には、当該修理依頼品の所有権は、代替品の提供と引換えに当社に移転するものとし、当社は、その後、当該修理依頼品をお客さまに返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。
4. 本条に基づく代替品の提供または本製品の修理により本保証は終了し、当社が提供した代替品には新たな本保証は付帯されません。

第5条 本保証の終了

以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は終了となります。

- (1) 本保証期間が満了した場合。
- (2) 定期点検期間中に定期点検を実施しなかった場合
- (3) 第4条に定めるところに従い保証上限金額を超過する対応を行った場合。
- (4) 売却、譲渡、紛失、盗難等で本製品を手放された場合
- (5) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行うことができず（事業承継等により、メーカーと同水準・同条件で修理を行う者が存在する場合を除きます。）、当社が代替品を提供した場合（代替品の提供については第4条第2項から第4項までの定めを準用します。）。

第6条 お客さまのご負担となる主な費用

本保証の範囲は、自然故障の保証修理および代替品の提供であることから、以下各号に定める費用は本保証には含まれず、専らお客さまのご負担によるものとします（なお、本保証の範囲外の費用を、以下各号に限定するものではありません。）。

- (1) お客さまのご都合により、出張または引取を希望されたときにかかる費用（出張修理費用、引取費用、梱包材費用等）。
- (2) 本製品の着脱費用（梱包材費用等を含みます。）。
- (3) お客さまが送付した本製品一式（本製品および本製品の標準付属品を合わせたものをいいます。以下同じ。）に不足があることにより、別途送付が必要となったときにかかる費用。
- (4) 本保証利用時にお客さまからのご連絡が必要となる通信費用その他の費用。
- (5) 保証修理を行う際、お客さまが代用品を必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（当社は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。
- (6) 第4条第1項に定めるところにより、お客さまが修理をご希望の場合に、当社へ差額分をお振込みいただくための振入手数料等。
- (7) 第4条第1項に定めるところに従い代替品を提供する際に発生した、送料および設置・工事費用ならびに当社へ費用等をお振込みいただくための振入手数料等。
- (8) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合（第11条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。）における技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
- (9) 第11条に定める保証の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

第7条 保証修理の依頼方法（留意事項）

- (1) 本保証期間内に本製品に自然故障が発生した場合には、販売会社へお持ちいただき、加入証を提示のうえ保証修理をお申しつけ下さい。なお、メーカー保証期間内の故障に関しては、販売会社またはHonda指定サービス店に修理をご依頼ください。
- (2) お客さまから保証修理のご依頼をいただいた際、販売会社は、お客さまの本保証に関する登録情報（保証登録番号、製品情報および個人情報）の確認をいたします。お客さまより保証修理依頼の際にご告知/いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客さまより必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございます。
- (3) 修理依頼にあたっては、本製品一式を販売会社までお持ちください。
- (4) 当社、販売会社以外に修理を依頼した場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- (5) 当社が必要と判断した場合に本製品にかかる記憶装置のデータ（暗号鍵等に関するデータを含みます。以下同じ。）の消去を行うことについては、お客さまには事前にご同意いただいているものとし、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因および修理の方法にかかわらず、記憶装置のデータの消去、損失、損傷等に関するお客さまの損害について当社は一切の責任を負いませんのでご注意ください。本製品に保存されたデータについては、必要に応じて、お客さまご自身で事前にバックアップを行ってください。
- (6) お客さまのご都合により、修理受付日から1カ月経過後でも修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。
- (7) 修理委託先の診断により、本製品に複数の故障箇所があると判定された場合、一部の故障箇所からの修理を行うことはできません。また、修理委託先の診断により、複数の故障箇所のうち、保証対象外となる故障があると判定された場合には、お客さまにあらかじめご同意いただいた上で当該故障箇所の修理費用をご負担いただくことにより、全ての故障箇所を修理して返却するものとします。
- (8) お客さまより当社が指定する拠点まで本製品をご送付いただく際の運送中にかかる事故について、当社は何ら責任を負いません。発送方法や梱包についてご注意ください。
- (9) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合、当社は本製品をお客さまに返送するものとし、本製品の処分のご依頼は承りません。
- (10) 販売会社が倒産などの事由により連絡がとれない場合には、当社までご連絡ください。

第8条 間接損害等

本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（身体障害に起因する死亡および怪我を含みます。）ならびに他の財物に生じた損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大過失によるものについては、この限りではありません。

第9条 本保証の適用除外事項

以下各号いずれかに該当する場合には、本保証が適用されないものとします。

- (1) 使用者の不注意による故障。品質や機能上景響のない感覚的現象（音、振動、オイルのにじみなど）
- (2) メーカーが認めていない改造に起因する故障および損害。
- (3) 純正部品および指定する油類等以外の使用に起因する故障および損害。
- (4) メーカーが示す仕様を越える過酷な使用（最高出力、電圧、周波数）に起因する故障および損害。
- (5) 本製品の機能に影響の無い範囲の使用摩耗や経年変化等の経年劣化に相当するもの（外観、傷、自然色褪、錆、腐食、カビ変質、その他類似の事由等）。
- (6) 取扱説明書の指示に反する使用、薬品、塩害などに起因する故障および損害。
- (7) 製品、および製品に付属する部品以外に、お客さまが別途購入した関連商品の故障および損害。
- (8) 当社、販売会社以外に修理を依頼した場合。

- (9) 修理委託先が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
- (10) 正常使用することで消耗する部品（点火プラグ、バッキン、ガスケット、ケーブル類、エアークリーナ、エレメント、駆動車輪クローラ、ベルト、ゴムホース類、ヒューズ、モータ類のブラシ、バルブ球、フューエルチューブ、ロータリー爪、エンジンオイル、グリス、その他潤滑油、燃料、タイヤ、チューブ等ゴム類、刈刃、プレーキシュー、シャーピン及びこれらに類する消耗品）の交換。
- (11) 当社または修理委託先が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
- (12) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障および損害。
- (13) 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により補償を受けるまたは受けた場合。
- (14) 本製品を海外へ持ち出した場合。
- (15) 本製品と異なる製品の修理をご依頼された場合や、機体番号を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。
- (16) 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客さまが本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- (17) 破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、地震、その他天災地変や、異物の混入（虫や埃等）の外部要因事由に起因する故障および損害。
- (18) 国または公共団体の公権力の行使に起因する故障および損害。
- (19) 核燃料物質または核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。
- (20) 戦争（巨戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障および損害。
- (21) 本製品の損害にかかる申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

第10条 保証料の損害保険充当

1. 当社は、保証料を原資として、損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）との間で当社を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しています。
2. 本保証は、お客さまに対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理にかかる費用等の支払に充てる仕組みとなっています。そのため、故障の発生状況によりお客さまに対しても本保険会社の調査が行われる場合があります。

第11条 登録情報とその変更

以下各号いずれかに該当する場合には、登録情報の変更が必要になりますので、お客さまは速やかに販売会社までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。登録情報は加入証に記載されており、前条の依頼をされる際に必要となりますので、加入証の保管、管理には十分にご注意ください。なお、登録情報のうちお客さま情報の変更は、加入証に記載されたお客さまからご通知いただいた場合に限り承ります。

- (1) 保証期間中に、お客さま名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。
- (2) メーカー保証期間内の製品保証により、製品情報または製造番号に変更があった場合。

第12条 個人情報の使用

当社は、お客さまよりご提供いただいた保証項目、個人情報等を以下の目的のため保管、使用、処理します。

- (1) 本保証の提供。
- (2) 当社が取り扱う商品および各種サービスの提案もしくは提供、代理、媒介、取次または管理。
- (3) アンケートの実施や市場調査、データの分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究。
2. 当社は、以下各号いずれかに該当する場合、当社の責任において、グループ会社および提携先企業等へお客さまの個人情報を提供します。
 - (1) 保証修理および代替品の提供に際して個人情報の共有が必要となる場合。
 - (2) 本保証の履行に伴うリスクを対象とする本保険会社との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。
 - (3) 本保証および当社のその他のサービスの品質向上を目的として、お客さまにアンケート調査をする場合。
 - (4) 本保証の品質向上を目的として、お客さまにおける本保証の利用に関する情報を収集し分析する場合。
 - (5) 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。

第13条 反社会的勢力

1. 当社は、お客さまが、以下各号いずれかに該当する場合には、お客さまに対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
2. 本保証は、前項に基づく解除により本保証加入時に遡って無効となるものとします。この場合において、当社は、既に保証修理を行っていたときは、当該保証修理費用相当額の返還を請求することができます。

第14条 その他の注意事項

1. 故障または損害の認定等について当社とお客さまの間で見解の相違が生じた場合には、当社は、専門家または中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 修理受付日から6カ月を経過してもお客さま都合により修理依頼品をお受け取りいただけない場合、当社は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができ、お客さまはかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、お客さまは、本保証に含まれない一切の費用（有償修理の費用や修理キャンセルの際に必要な費用等）に加え、保管に要した一切の費用をご負担いただくものとします。

第15条 本規程の変更

当社は、本規程の目的に反しない限度で、法令に従って本規程を変更することがあり、変更後の本保証にご加入いただくお客様より、変更後の本規程が適用されることとします。

第16条 合意管轄

本規程に関連して発生した当社とお客さまの間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

Honda5年安心プラン サービス規程：1 2019年7月1日より適用